２５年度一般会計決算議案に対する質疑問答集

認第１号　平成２５年度藤枝市一般会計歳入歳出の認定について

　今議案に対しては、これまで私が議会で取り組んできた課題について、事業内容について審査したいと思います。

　１点目は安定ヨウソ剤の問題です。浜岡原発３１キロ圏内（UPZ）圏内に位置する藤枝市として２５年度に初めて国の整備により４０歳未満のヨウソ剤を確保し、圏外の市民に対しては市独自で確保するなどの取り組みがされているが、福島の事故では自治体等が備蓄していたヨウソ剤が事故後のパニックや情報伝達の不備などで肝心の住民に行き渡らず無駄に終わり、多くの子供たちが甲状腺に被爆した取り返しのつかない苦い教訓が残った。

　浜岡原発が事故を起こしヨウソ材を配布しなければならない状況は、当然大地震の後であるから福島と同じ状況に陥るのが容易に想像出来る。ヨウソ剤は被爆後一日後に服用しても何も効果がない。時間との勝負であるからこそ事前配布が最良の方法ではないのか。

その際、どうしても言われるのが副作用と処方箋です。しかし、この障害はどうしてもクリアーできないものであるのか。

答）配布計画については現在避難計画と併せて作成中だが、国の指針では本市は配布対象となっておらず現在のところその予定はない。副作用処方箋は薬事法等を遵守し医師立会いのもと安全に十分配慮して配布する。

問）副作用の問題は、専門機関である日米放射線影響研究所によほどの大量服用をしない限りないとされている。これはチェルノブイリ事故の際に現地調査を行った結果である。そして事前に十分に住民に説明すればよい

処方箋の問題も、アメリカやドイツなど原発を持っている他国、災害時における自治体の薬の備蓄や配布　保健衛生の向上の目的のおいては正当化されるというのが主流の考え方である。つまり、下痢止め薬でも頭痛薬でも、従来は処方箋や医師による投与が必要とされる薬でも、そういう時はそんなこといっていられないから災害時において住民に一番身近な場で対応する自治体が配布してもいいとされている。この考え方が主流です。ですから副作用。処方箋の課題はクリーアされていると思うがいかがか。

答）しっかりとした対応を国県に要請していきたい

　２点目は、生活保護基準引き下げによる就学援助基準の維持についてです。

　安倍政権による社会保障切り捨ての端緒として導入されたのが生活保護基準の３段階に渡る引き下げです。昨年度、今年度、来年度と世帯によって異なりますが平均で６％強扶助費を切り捨てていくというものです。

　貧困により義務教育が受けられることのないように、学業品や修学旅行費、給食費などを援助するのが就学援助制度ですが、生活保護基準収入世帯の１・５倍収入世帯（準要保護世帯）に対する国庫補助が小泉構造改革により２００５年に廃止され、多くの自治体で１・１倍、１・３倍など支給基準を引き下げています。

　本市はその中でも優れた対応をしており、１・５倍を一般財源で堅持しているわけですが、肝心の生活保護基準自体が引き下がることで従来と同じ基準世帯に就学援助費を支給する場合はそれだけ自治体の持ち出しが増えてしまいます。

　この２年間は、世論の厳しい指摘を受け、文科省がその差額分を補填してきていると思いますが、生活保護基準引き下げにより１・５倍の本市の基準、また準要保護者への支給基準は引き下がっていないか。来年度、もう１回生活保護基準が下がるわけだが「国庫補助がなければこれ以上無理」という断念する自治体の声が聞こえる中で、本市の見通しはどうか。

答）昨年文科省より通知がだされ、従前と同じ基準で対応すべきだということで同様の対応をし、２６年度においても同様の対応をしている。

問）２５年度２６年度については同様の対応をしていると答弁がありました。しかし、それが今後続けていけるかどうか。

先程も言いましたが、本市はこの事業については先進的にやってきているのですが、今それ以上に子どもの貧困が進んでいます。先日厚労省が発表した「子どもの貧困率」は過去最高の１６・３％。６人に１人なんですね。それで本市の就学援助の受給者も24年度、25年度の決算数値でもほとんど全ての準要保護者が受給する学用品費を見ても小中学校それぞれ10人から15人増えていて、小学校で約400名、中学校で約320名です。

で、今貧困が顕著な母子家庭世帯で例えば小中学生を持つ3人世帯ですと、生活保護基準は加算を含めても大体19万位。その1・5倍が就学援助とすると28万位になります。一方で、就学援助費に含まれている修学旅行費用ですが、日本修学旅行業協会が23年に実施した関東、東海、近畿地域の全中学校を対象にした修学旅行費用は平均で約6万円。こうみると、これから生活保護基準がさらにまた下がるわけですから、月々27万程度の収入しかない3人家族でも打ち切りとなると、それこそそれを理由に修学旅行をやめるような状況に陥りかねない実態ではないか。藤枝市も現在取り得る最大の事をしているわけですが、貧困を理由に修学旅行に行けないような子供を生み出しかねない切り下げをするべきではないか。

答）国の情報を十分収集して対応していきたい

　３点目は、藤枝型買い物支援サービス応援事業（買い物弱者対策）です。

　この事業は県内でもさきがけて３年前から行われていますが、今決算を見ても予算規模（130万）も事業概要（市内の商店街等の団体が買い物弱者対策の策をプレゼンし、審査OKとなった団体に対し補助金を出す内容であるが、やり方も参加団体数も大きな進展がない）と感じます。

　市内の買い物弱者エリアは中山間地だけでなく、都市部でも顕著でありエリアはますます広がる中で、一番有益な対策は「移動販売車」であると思うがその対策はどうなっているのか。

答）移動販売車の取り組みは移動が困難な高齢者にとって非常に有効な取り組みと考えている。現在のところ支援実績がないので取り組みを促していく。

問）移動販売車の支援は有効であるけれども、支援実績がないと。それで取り組みを促していきたいということですね。

買い物弱者問題は、じつは私の住んでいる高洲南地区、特に泉町地区なんかは顕著でして、そのほかにも青南町とかあおば町地区なんかもそうだと思うのですが、そうした地区のお年寄りはどうしているかというと宅配を利用している人が多い。お話を聞くと、便利だけど、ますます外に出なくなった。買い物途中友達に会っておしゃべりなどしていたが、最近はそれもなくなったと。

それと、見て選ぶ楽しみ。宅配は確かにメニューはあるけれど、買い物する場で食材を選び自分で工夫して調理を楽しむ、それが無いと。ますます老け込んでしまう。結構深刻。

だからせめても小規模でもいいから店舗の出店か、それが難しいなら移動販売車が有効であると思うのですが、現在このことに関しては、総務省の過疎集落等自立再生緊急対策事業、そしてこれは最近報道され来年度から実施されることになりそうですが、農水省が来年度予算に買い物弱者支援のための概算要求を行うことになったと。いずれも当局に資料をお渡しているので、こうした補助を活用して、現在ある事業の中でどう活かしていくか。

答）国の支援制度も研究し、事業を促す